

公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構寄附金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において寄附金とは、寄附者が機構が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規程における寄附金には、金銭の他金銭以外の財産権も含むものとする。

(寄附の申入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者から機構に対し寄附の申入れがあったときは、寄附内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、会長の承認を得なければならない。

3 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

4 前項の受領書には、機構の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(寄附金の辞退)

第4条 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄付により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、機構が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、機構の業務の遂行上支障があると認められるもの及び機構が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(改廃)

第5条 この規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第50号)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。